

2-15 日本森林学会林業遺産選定内規

(制定の目的)

第1条 本内規は、日本森林学会定款第4条、第41条、及び第61条に基づき、林業遺産の選定について定める。

(事業目的)

第2条 林業遺産選定事業とは、日本各地における特徴的な森林利用・林業発展の歴史を示す対象を林業遺産として認定し、将来にわたって記憶・記録されるよう、対象の保護・管理・認知・普及を支援するものである。

(対象)

第3条 林業遺産の認定対象は、原則として次の分類に基づくものとする。但し、これらの分類に当てはまらないものでも、第2条の事業目的に照らして、特段に重要性が認められるものは認定の対象とみなす。

- (1) 林業景観(用材林、防災林、薪炭林、特用林産物生産林等の森林の利用に関する景観)
- (2) 林業発祥地(有名・独特な施業体系をもつ林業の発祥地)
- (3) 林業記念地(記念植樹、旧係争地等の森林利用に関するメルクマールの意味を持つ土地)
- (4) 林業跡地(施業跡地、土場・炭焼き等の利用跡地)
- (5) 搬出関連(森林軌道、林道、筏場、木馬道等。現存・跡地を含む)
- (6) 建造物(林業発展の歴史を示す建造物。現存・跡地を含む)
- (7) 技術体系(林産物加工技術、施業計画等)
- (8) 道具類(地域の林業発展を特徴づけるまとまった道具類)
- (9) 資料群(林業関連のまとまった古文書、近代資料、写真、映像等)

(公募推薦)

第4条 林業遺産の認定は各年度を単位として、「林業遺産公募候補推薦調書」(以下、推薦調書)の提出による公募推薦に基づくものとする。

2. 推薦者は日本森林学会会員(正会員、名誉会員、賛助会員、機関会員、準会員を含む)に限定する。
3. 公募は随時行い、郵送またはメールによる推薦調書の学会事務局への提出をもって候補推薦(応募)とみなす。
4. 各年度の公募期間は10月20日から11月末日とし、期間内に推薦された候補を同年度の認定対象とする。

(推薦条件)

第5条 対象の推薦にあたっては、公的機関や学協会による文化財などの指定を受けたものでも、第2条の事業目的に照らして、重要性が認められる場合は推薦・選定の対象として奨励する。

2. 特定の土地・施設・技術・文物にかかる対象については、その所有者・管理者より同意を得ていることを推薦の条件とする。
3. 景観・発祥地等の広域にかかる対象については、所有者・管理者が特定できる場合はその同意、特定できない場合は自治会・自治体・管理団体等の同意を

推薦の条件とする。

(地区推薦委員)

第6条 林業遺産の候補推薦を促進する目的から、日本森林学会選挙規則第5条に定める代議員選挙区6地区(北海道、東北、関東、中部、関西、九州)において、それぞれ地区に所在する学会員1名ないし2名を林業遺産地区推薦委員として指名する。

2. 地区推薦委員の任期は2年とし、各地区代議員の推薦に基づき会長が委嘱する。
3. 地区推薦委員は、所属地区内における林業遺産候補の推薦を積極的に行うとともに、所有者・管理者及び他の学会員等からの要望に応じて、推薦を代行する。

(選定および選定委員会)

第7条 各年度の林業遺産の選定は、林業遺産選定委員会(以下、選定委員会)が、審査及び理事会の承認に基づいて行う。

2. 11月末の公募締切後、12~3月にかけて林業遺産選定委員会を開催し、推薦候補に対する審査を行い、同年度の林業遺産を選定する。
3. 選定委員会は、選定結果を理事会に報告し、承認を得る。

第8条 選定委員会は、学会員の委員5~10名で構成し、委員長、事務局委員を各1名設置する。

1. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
2. 委員は、理事の推薦に基づいて委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。
3. 事務局委員は、随時、窓口として林業遺産に関する問い合わせ等に対応すると共に、学会事務局と連携して推薦状況を把握し、各候補の推薦調書及び参考資料を、適時に各委員に送付して共有に努める。

第9条 選定に際しては、推薦調書に基づく審査を原則とし、必要に応じて委員による現地視察、所有者・管理者への問い合わせ等の確認作業を行う。

2. 選定委員会は、必要に応じて推薦者に追加の資料を要求することができる。また、それに伴い継続審査が必要な場合は、次年度に審査を繰り越すことができる。

第10条 選定委員会の審査に基づき選定される林業遺産は、各年度5件を原則的な上限とする。優良な推薦候補が多い場合は、次年度に選定を繰り越すことができる。

(公表)

第11条 選定された各年度の林業遺産は、原則として次年度の定時総会時に会長が発表する。

第12条 発表後、学会として所有者・管理者(団体)に、選定理由を明記した認定証を贈呈すると共に、学会ウェブサイト等で公表し、対象の保護・管理・認知・普及を支援する。

2. 認定証の準備・送付は、選定委員会が行う。

(追加)

第13条 推薦者は、以前に選定されている林業遺産について、認定対象を追加する目的で、再度推薦することができる。

第14条 選定委員会は、認定対象の追加について、第

7条により選定する。

(解除)

第15条 選定委員会は、次の事項が認められた場合、審議検討を行い、理事会の承認を得た上で、選定された林業遺産を解除および一部解除することができる。

- (1) 認定証を交付した所有者・管理者等からの解除の要望があった場合
- (2) 選定（推薦）理由に関する虚偽・誤認等が認められた場合

(3) 選定（推薦）理由・意義を著しく喪失したとみなされた場合

(内規の変更)

第16条 この内規を変更する場合は理事会に諮って定める。

2014年3月26日制定

2015年5月19日改定

2017年12月20日改定

2019年4月18日改定